

都留市パブリック・コメント制度 意見募集結果

案件名： 「第2期都留市福祉計画（案）について」

意見提出期間： 平成28年3月1日～平成28年3月22日

結果公表日： 平成28年3月1日

意見等の提出件数： 提出者3名、提出件数10件

意見等の受付方法： 持参 1名、郵便 4名、FAX 2名、メール 6名
4件 件 6件 件

項目	意見等の内容	件数	市の考え方
障害者計画・第4期障害福祉計画について	① 就労支援事業所におられる方が一般企業へ就職できるように障がい者を公共機関、一般企業(企業の規模に関係なく)雇用数を増えるような施策を計画していただきたいです。	4件	<p>第2期都留市地域福祉計画の策定にあたり、『高齢者保健福祉・介護保険分野』『子ども・子育て支援分野』『障害者福祉分野』の3分野については、平成26年度にそれぞれ計画を策定されておりましたので、各分野の計画の見直しは行わず、福祉関係計画として掲載しております。</p> <p>『障害者福祉分野』については、『障害者計画・第4期障害福祉計画』策定の際のパブリックコメントで、今回と同様のご意見をいただき、その際に回答をさせていただいており、その後も東部圏域自立支援協議会などで議義を行っているところであります。</p> <p>また、平成29年度に『障害福祉分野』の計画の見直しを行いますので、ご意見の内容を含めて検討させていただきます。</p>
	② 福祉作業所等の事業所を市で作っていききたいです。(知的障がい者中、重度)		
	③ 障がい者の移動支援で、通勤、通学では支援を受けられません、受けられるようにして欲しいです。(障がい児、者が学校や仕事に行く意志があっても介護者が病気や入院で学校や事業所に送迎できないので)		
	④ 都留市立病院内で障がい者のリハビリテーション(理学療法と作業療法)を専門に受けたい。(障がい児は富士ふれあいセンターにあるが障がい者は石和などにあり通うに大変)		

項目	意見等の内容	件数	市の考え方
障害者計画・第4期障害福祉計画について	① 日頃は障害児・者を持つ親の意見に耳を傾けて頂きありがとうございます。以前にもコメントさせて頂きましたが、支援学校卒業後の子供達の行く場所がない状況です。県・国へ声をあげるお手伝い、今ある施設事業所などへの受け入れ人数の増員、新しい受け入れ先ができるように、などご協力をお願い致します。	4件	<p>第2期都留市地域福祉計画の策定にあたり、『高齢者保健福祉・介護保険分野』『子ども・子育て支援分野』『障害者福祉分野』の3分野については、平成26年度にそれぞれ計画を策定されておりましたので、各分野の計画の見直しは行わず、福祉関係計画として掲載しております。</p> <p>『障害者福祉分野』については、『障害者計画・第4期障害福祉計画』策定の際のパブリックコメントで、今回と同様のご意見をいただき、その際に回答をさせていただいており、その後も東部圏域自立支援協議会などで議義を行っているところであります。</p> <p>また、平成29年度に『障害福祉分野』の計画の見直しを行いますので、ご意見の内容を含めて検討させていただきます。</p>
	② 重度障害児・者は、今ある施設には短期入所入居などはできません。遠距離のアルプス市や甲府まで足を運ばなくてはなりません。ぜひ、都留市に重度心身障害児・者の泊まれる所を作れるように働きかけをお願いしたいです。		
	③ リハビリも18歳以上になると近隣の病院で受けられなくなり、遠距離の病院まで通うこととなります。親も老いるので大変です。近くの病院で受けられるよう働きかけをお願いします。		
	④ 1人の相談員さんがかかえる障害児・者の数が多く、とても大変だと聞いています。相談員さんの人数も増やして欲しいです。		

項目	意見等の内容	件数	市の考え方
障害者計画・第4期障害福祉計画について	<p>① 今後策定の実施にあたり、具体的な計画の作成と実行がされると思います。その際計画と実行の進捗の公開を定期的にしていただきたいです。</p> <p>② 今回の施策を実施して行く際、市民によりわかりやすくするために、進捗を公開した際に、公開するだけでなく質問や意見の募集を行っていただきたいです。</p>	2件	<p>平成27～29年度を期限とした『障害者計画・第4期障害福祉計画』策定時に障がいを持つ当事者等にアンケートのご協力をいただくと共に、策定委員として3名の当事者と1名の保護者代表を委嘱し、ご意見をいただきました。</p> <p>今後見直しをする際もアンケートの実施や策定委員のメンバーとして意見をいただく予定です。</p>